

具体的な検討会についての補足メモ

① 昨年までの取り組みで残された課題をあらためて確認すること

借地対応区域の意味を理解（住宅は整備プログラム以前に戻る） 住環境問題

② 今までの活動を主に担った人 死亡 移転 病気等の事情 高齢化 実質的な担い手はほとんどいなくなった。 活動の後継者は？

③ 喫緊の課題に住民、特にその関連区域の住民は取り組むのか。取り組む気持ち・意思はあるか。行政にお願いをすることのみで可とするか。 それらをあらためて考えてみなければならない。

④ 事務局として、さまざまな可能性は検討、それらに対する行政の体制 応援の可能性 学識経験者からの支援の道筋は整理してきた。

⑤ 藤巻町の個々の住民はそれに対してどう考えているのか。

個別区域ごとのの小集団であらためて話し合わねばならない。

⑥ 事務局として行政、専門家と相談してメニューは揃えた。

ただ、本格的な検討会はさまざまな事情を特に関係深い人々に理解してもらった上のこととなる。

●住民と行政の関係を考える。

- ・行政は、法例で定められている範疇を超えることはない。
- ・また、一般市民への公平を原則としており、住民が希望しても意見に共鳴、賛成だから行うものではない。
- ・ただ、行政として動ける枠組み、仕組みがあれば、都合によって動いてくれる。

（整備プログラムの色々な対応（第2次整備プログラムの契機 内容 パブリックコメント案からの修正がその1例）

●喫緊の課題 本格的な検討に入る前に理解すべきこと

- ・現状の法例で動けるものは住民の熱意で陳情すれば、多少時間がかかっても行政は対応してくれるだろう。

ただ、行政の論理で進行するので、住民の意向どおりにはならない。

- ・これを住民の意向を反映するように持つていくためには、法例で認められている大きな枠組みを利用して行政と協働で実行していけるようにすることが重要となる。
- ・枠組みなしで行えるものと将来を見据えた方向性を備える両面作戦が必要である。

●具体的な事項

1 道路事情 下水事情

私道地主の状況 私道に対する行政の対応

住民からも私道地主と接触も必要だろう。

2 樹林の荒廃

特に東山公園管轄で行われるものは健全樹林保護が大前提なので、住民からの要望（区役所推進の空地対策）とは無関係に進められる。同一目標となる仕組みが必要

これには借地対応を絡める策が現在のところ分かり易い。

3 住民対応の最低限の財政

高速道路プール金の使用方法

④ 10月28日の検討会で具体的に誰に参加を願い、何をお頼みしたいのか。

関係する組（現在の話題としては9~12組の1部分、13組~15組全域）、の組長さん（またはその代理の方）に是非参加願いたい。その他の組長さんもできるかぎり願いたい。

できれば来られる方をさそってほしい。もとよりその他の方も大歓迎です。

ここで様々な事情を説明する機会 組内会等について相談したい。

【参考図】 今回主に取り上げる町内区域の土地所有状況

